

田辺周辺広域市町村圏組合紀南文化会館設置及び管理条例の施行期日を定める規則

制定 昭和59年4月1日 規則第1号

田辺周辺広域市町村圏組合紀南文化会館設置及び管理条例（昭和57年条例第3号）の施行期日は、昭和59年4月1日とする。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。